

## 令和5年度特別支援学校給食費補助事業のお知らせ

練馬区では、特別支援学校に通われているお子様の保護者の方の経済的負担を軽減するため、第2子以降の学校給食費相当の補助金を支給します。補助金の支給を受けるためには申請が必要です。ご希望の方は、練馬区教育委員会事務局保健給食課にご申請ください（希望しない方は手続不要です。）。

### 記

#### 【対象】

下記(1)~(3)のすべてに当てはまる保護者の方

- (1) 練馬区内に在住していること
- (2) 特別支援学校に在籍していること（区内外、公立、私立を問わず）
- (3) 第2子以降であること

※ 第1子の年齢制限および区外転出等の要件なし

※ 対象世帯の所得制限なし

⇒他制度から給食費を受給する方は、本事業では支給対象外となります。

【例】東京都就学奨励事業：「区分Ⅰ」、「施設」等は、支給対象外

「区分Ⅱ」は、給食費相当の残り半分を支給

生活保護の教育扶助：受給中の方は、支給対象外

※ 令和5年度中に一部期間で上記対象に該当していた方もご申請いただけます。

#### 【支給方法】

下記の補助上限額まで、上記条件に該当している間の令和5年度分の給食費保護者負担相当額を、指定の口座へ支給いたします。支払い時期は、申請から1か月程度を予定しています。

区 分	補助上限額(年間)
小学校低学年相当	52,100 円
中学年相当	54,900 円
高学年相当	58,600 円
中学校相当	66,300 円

※ 補助金の支給決定後に、練馬区から転出される等、支給要件に該当しなくなった場合は、申請金額の変更の必要があります。

#### 【申請受付期間】

**令和5年12月15日（金）～令和6年3月29日（金）**

※ 申請受付期間を延長いたしました。

### 【申請方法】

受給を希望される方は、以下の方法で申請してください。

下記の書類を練馬区教育委員会事務局保健給食課に郵送またはご持参ください。

### 【提出書類】

≪必須≫

- ① 令和5年度特別支援学校における学校給食多子世帯負担軽減補助金  
申請書兼口座振込依頼書（区の様式がございます。）  
※ 区ホームページに電子データを掲載しています。
- ② 令和5年度東京都就学奨励事業支弁区分決定通知書のコピー
- ③ 振込先口座の通帳等のコピー
- ④ 申請者本人確認書類（個人番号カード表面、運転免許証、旅券等）のコピー

≪該当者のみ≫

- ⑤ 今年度、他の補助金等により給食費を受給している方  
：その他の補助金の支給/免除内容が確認できる書類（支給決定通知書等）のコピー
- ⑥ 第1子等のお子様が、世帯から転出している方  
：申立書、第1子等との関係が分かる証拠書類として、第1子等の住民票または全部事項  
証明書（戸籍謄本）

### 【提出方法】

- ① 郵送（令和6年3月29日消印有効）
- ② 保健給食課窓口（練馬区役所本庁舎11階）にご持参

### 【留意事項】

- (1) 生活保護、東京都就学奨励事業などにより、今年度すでに給食費全額の補助を受けることが決まっている方は、支給対象外となります。
- (2) 東京都の実施する「令和5年度就学奨励事業」の支弁区分決定通知書は、必ずご提出ください。添付がされていないと、判定ができず、支給ができません。

問合せ・申請書送付先

練馬区教育委員会事務局 保健給食課学校給食係  
〒176-8501

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎11階

電話番号 03-5984-5736（直通）

受付時間 8：30～17：00（土日祝を除く。）